

京都市告示第471号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高速道路1号線	伏見区深草中川原町13番地の6地先から 同区深草西川原町2番地の9地先まで	平成23年3月27日 午後3時
高速道路2号線	伏見区深草西川原町2番地の6地先から 同区竹田向代町川町29番地の2地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)